

# 友の会ライフ保険(一時払型)の特長

## 1 在職中、ファミリー年金にご加入されていた方のみ本人・配偶者がお申込みいただけます。

「ファミリー年金」に平成29年10月末現在、2年以上継続して加入していることが必要です。

## 2 原則、健康告知は不要です。(※ただし、ファミリー年金死亡給付金(3万円)の方は必ず健康告知が必要です)

在職中ご加入の『ファミリー年金』の保険金額以下で、脱退の日から1か月以内の加入であれば、健康告知は必要ありません。

## 3 ご加入手続きが簡単です。

保険料は一時払で、申込書と本人確認書類(運転免許証、パスポート等)をご提出いただくだけでご加入いただけます。  
※ご契約形態によっては健康告知が必要となります。

## 4 10年間の事故や災害による死亡・入院・通院等の保障が準備できます。(普通傷害保険部分)

## 5 死亡・高度障害の保障を生涯にわたって確保することができます。(一時払退職後終身保険部分)

## 6 税法上の取扱いがあります。(下段ご参照)(一時払退職後終身保険部分)

※普通傷害保険部分は対象外です。

途中で解約した場合、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金の額は契約年齢、経過年数等によって異なります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下まわることがあります。

### 税法上の取扱いポイント

#### 特長① ご加入後、資金が必要になった時(解約時)...

50万円までが特別控除の対象となり、課税対象額が軽減されます。  
(解約時受取金-払込保険料-50万円)×1/2が課税対象です。  
※他に一時所得が無い場合

#### 特長② 保険金受取り時にも

死亡保険金は法定相続人数×500万円までが非課税となります。  
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。

#### 特長③ 保険料支払い時は

初年度に限り、払込保険料は所定の生命保険料控除の対象となります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。  
個別の取り扱いについては所轄の税務署等にご確認ください。

<一時払退職後終身保険> [引受会社] 明治安田生命保険相互会社  
<普通傷害保険> [引受会社] 明治安田損害保険株式会社  
[取扱代理店] 明治安田ライフプランセンター株式会社 TEL 03-5952-1061  
(株) 若葉共済会 TEL 03-6380-9501  
明治安田生命保険相互会社 TEL 03-3283-9121

## 友の会ライフ保険(一時払型)とは

- 友の会ライフ保険(一時払型)とは下記設定プランのように「普通傷害保険」と「一時払退職後終身保険」をセットしたものです。
- 「普通傷害保険」と「一時払退職後終身保険」ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
- それぞれの保障内容、保険料等の詳細は「普通傷害保険のお取扱いについて」、「一時払退職後終身保険のお取扱いについて」をご確認ください。
- 友の会ライフ保険(一時払型)については、本人・配偶者の両方もしくは、いずれかのみでの加入が可能です。

### 加入パターン例

設定プラン		A	B	C	D
一時払保険料		100万円 [傷害: 10万円(X10型) 終身: 90万円]	200万円 [傷害: 20万円(X20型) 終身: 180万円]	250万円 [傷害: 30万円(X30型) 終身: 220万円]	260万円 [傷害: 40万円(X40型) 終身: 220万円]
傷害	死亡・後遺障害保険金	462.4 万円	924.8 万円	1,387.2 万円	2,193.6 万円
	入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	9,000 円	10,000 円
	通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,000 円
	手術保険金	1.5万円・3.0万円	3.0万円・6.0万円	4.5万円・9.0万円	5.0万円・10.0万円
終身	死亡・高度障害保険金 (61歳男性の場合)	約 90.4 万円	約 180.9 万円	約 221.1 万円	約 221.1 万円

※「傷害」=普通傷害保険、「終身」=一時払退職後終身保険

※普通傷害保険の補償内容は年齢・性別に関係なく一律です。

※普通傷害保険の補償内容はA級職種(無職・事務・営業)の場合です。B級職種の補償内容は7ページをご確認ください。

※一時払退職後終身保険の死亡・高度障害保険金額は年齢・性別により異なります。

### 【上記プラン以外のご加入を希望される方へ】

- 普通傷害保険: X10型、X20型、X30型、X40型のコースのみのお取扱いとなります。
- 一時払退職後終身保険: 最低死亡・高度障害保険金額は50万円、最高死亡・高度障害保険金額3,000万円、かつ既加入保険金額+1,000万円の範囲内となり、一時払保険料は10万円単位となります。

※普通傷害保険の保険金額、一時払退職後終身保険のコースからそれぞれ選択して組み合わせることも可能です。

【例】「普通傷害保険X20型」+「一時払退職後終身保険保険料90万円」

※「普通傷害保険」「一時払退職後終身保険」だけのご加入も可能です。